

平成18年度（2006年度）第8回横須賀市情報公開審査会

「公文書公開制度の一部見直し（第5回）」議事録

- ・ 日 時 平成18年12月21日（木）18:00～19:10
- ・ 場 所 横須賀市立総合福祉会館視聴覚研修室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 松谷課長、室井主査、依田主任、扇原事務吏員
（事務局）
- ・ 傍 聴 者 なし

1 開 会

2 議 題

（1）公文書公開制度の一部見直しについて

各委員の意見

< 2 利用者の責務（5条関係）の明確化について >

・説明部分にある「同一請求者から頻回に著しい大量請求」という部分を答申で述べることは適当であろうか。権利濫用とはさらに踏み込んだ問題ではないか。「同一請求者から頻回に著しい大量請求」という理由だけでは、権利濫用の事例として考えることは難しいのではないか。

・大量請求を繰り返す者はいるが、そのことをもって権利濫用とするのは適当ではないと思う。今までの議論の中で、目的もなく頻回に請求を繰り返す者がいるということは課題であったと思うが、興味本位で行うことが本当にいけないことなのかどうかという考え方もあると思う。

・今までの議論の中では、大量請求と思われる請求については、実施機関は、第一に諾否決定期間又は事務処理期間の延長措置で対応ということであった。そのような措置を行っても通常業務に支障が生じる場合には、拒否処分を行うことも可能であるということであった。

・原案は、「2 利用者の責務（5条関係）の明確化について」で大量請求を拒否すると述べながら、「3 大量請求に対する事務処理期間の延長措置（11条関係）について」では、延長措置で対応するとしておりわかりづらいと思う。大量請求の概念だけではなく、包括的な権利の濫用として表現したほうがよいのではないか。

・原案にある事務処理期間の延長を行っても、なお、通常業務に支障が生じる場合には、例外的な請求と考えて、例えば、当該請求者に拒否処分を行う旨を事前に伝えても、請求等の変化がないようなときは拒否処分を行うということではないか。

・利用者の責務の規定内容によっては、公開請求権の制限につながるという考え方もあると思う。

・今までの議論においては、利用者の責務を改めて明確化するが、公開請求権の制限には繋げないということであったと思う。

・利用者の責務と公開請求の拒否は、議論の次元が違うような気がする。利用者の責務については利用者がどのような責任を負うかということであり、公開請求の拒否については制度の運用者の判断領域となるのではないか。利用者の責務において、公開請求を拒否で

きるということを条文で規定することは困難だと思う。実施機関から請求を拒否されるかもしれないということを請求者に認識して欲しいということだと思う。

- ・原案においても必ずしも請求が拒否されるということは示していないと思う。できる限り、延長措置で対応するが、なお、事務処理上において対応が困難な場合には拒否するというではないか。

- ・大量請求にどう対応していくかということは本答申の全体において述べており、各項目でそれぞれの対応方法等にも触れているが、利用者の責務において、拒否することもあるということを言及するというのは若干外れるのではないかと考える。利用者の責務規定を見通して拒否するということはあっても、本規定を根拠に拒否することができるということは少し荷が重いのではないかと感じてしまう。

- ・「利用者の責務規定を根拠に拒否することができるように変更すべきである。」という記述を答申に記載するのは難しいのではないか。一般法理に照らしては当然、請求を拒否することは可能であるが、利用者の責務規定に権利の濫用を盛り込んで、直接拒否処分の根拠にしようとする考え方は、少し距離を置いた方がよいのではないか。したがって、「権利の濫用のようなことをしてはならない。」という記述をすることはよいと思うが、利用者の責務違反があるから拒否することができるというような考え方はしない方がよいのではないか。

- ・現在の課題となっている権利の濫用と思われるような請求を行うべきではないという趣旨は、利用者の責務のところ盛り込むことは必要と考える。そうしなければ、現在の課題となっている商業的目的による大量請求に対する対応策の記述が答申からなくなってしまうこととなる。

- ・権利の濫用に関する記述は、何かしら説明部分には記載する必要があると考える。

- ・現行条例の利用者の責務においても、規定すべきことは規定していると思う。これに権利の濫用という概念を記述したところで、権利の濫用もまた抽象的な概念であるため、どのように改定するかである。

- ・例えば、「明らかに害意があるような請求は認められない。」など、市民の視点から明らかにおかしいと思われる具体的なものを列記しておくことは必要であろう。つまり、権利の濫用の中身の記述が必要ではないか。

- ・具体的に列記した事項に関する請求を行うことは許されないという表現でよいのではないか。商業的目的による大量請求は、公共の福祉の観点から許されるものではないというような趣旨で表現できたらよいと思う。

- ・請求する権利については今回変更しないが、請求権の行使には内在的な制約があり、これを超えるような請求は適正ではないということであろう。また、市民感覚からもおかしいと考えるものは適正な請求ではない。これらをどのように答申の中で表現するかが課題である。そのためには具体例を挙げる必要があるのではないか。

- ・今回の審議に至った事例は、ある事業者が、商業的目的で大量に公開請求した情報を自ら利用するのではなく情報を販売しているものであり、個人的には容認できるものではないと考えている。このような行為を、利用者の責務において不適正な行為の具体例として記述したらどうであろうか。現行の公開請求における低費用は公共の利益のためであるにもかかわらず、情報そのものを販売するために、私的な利益のために利用することはおかしいと考える。

・転売を目的とする事例は市民感覚からもおかしいと考え、答申に盛り込むということが必要になるのであろう

・商業的目的による請求は一律禁止ということは確かにはないと思うが、請求される内容にもよると思う。今回の審議においては、それらの考え方について、議論の軸をどこに置かかを再度審議したほうがよいのではないかと。商業的目的による請求は不適正なものなのかということも改めて考えてもよい。

(答申の方向性)

今回の議論を踏まえて利用者の責務については、結論を保留し、次回に再度審議することとする。

< 4 手数料の徴収(16条関係)について >

・答申案及び説明部分の中段にある「前向きに」は削除した方がよいのではないかと。

・今までの議論の経過からはむしろ「前向きに」はあった方がよいということではなかったのか。

・仮に手数料を導入したとしても、請求件数の1件の捉え方によっては、今回の審議の主たる課題である商業的目的による大量請求に対する効果が期待できないということが考えられる。見方によれば、法人は一部の手数料を負担したとしても全く影響はなく、個人の者が費用負担を強いられることになる。したがって、答申としては、手数料の導入をぜひ検討すべきであるということではなく、他の手段の兼ね合い及び請求件数の1件の捉え方等を含めた形で検討すべきではないかと。

・「前向きに」が記載されるということで、答申を受けた市が拘束されるかもしれない。手数料導入も商業的目的による大量請求に対する対応策の一つの手段であるという選択肢を示したらどうか。

・大量請求による弊害は、商業的目的であろうと、個人的な請求であろうとあると思う。現段階としては大量請求に対する対応策について検討する時期であると思う。現在の説明部分には受益者負担の観点という記載があり、その視点から考えると手数料の導入は必須と言えると思う。そのため、費用の徴収について検討するべきであるという意見に賛成する。手数料徴収は市が行う対応策の一つであり「前向きに」を入れるか入れないかという議論は、答申における表現の問題ではないかと。

・手数料の徴収は商業的目的に対する請求に対してもある程度は効果があるという意味合いもあったため、前向きにという表現に至ったと思う。

・公開実施手数料の導入方法は、市の政策判断もあるため、答申において具体的な方法を示すことはできないと考える。

(答申の方向性)

答申案及び説明部分に記載のある「前向きに」という表現は削除することとする。

< 6 公表されている公文書の適用除外(15条関係)について >

・建築計画概要書を適用除外にすると写しの交付を受け取ることができなくなる。

・建築計画概要書を公文書公開制度の適用除外とした場合は、手数料条例において規定し写しを交付するようにした方がよいと思われる。

・法令等で閲覧に供されている公文書を適用除外にしている事例を調べる必要がある。

- ・原案は、市に対して検討することを提案しているものとなっており、実施の可否まで述べているものではない。そのため、説明部分を理解しやすいものにした方がよいのではないか。

- ・説明部分には具体的な事例も含め記述した方がよいと考える。

(答申の方向性)

答申案及び説明部分も含め再度審議することとする。

次回審査会においても継続審議を行う。